

第4回登別市総合計画第4期基本計画市民自治推進委員会 ぬくもり部会 議事録

●開催日時 : 令和6年10月7日(月) 18時30分~20時00分

●開催場所 : 市役所 第1委員会室

●出席者

部会長	田淵純勝
部会員	山田正幸 佐藤画美 今 順子
庁内検討委員	副部会長: 佐藤拓也 部会員: 更科互輝 木田元樹 佐々木健 富水洋平 木下友信 土橋正雄
事務局	企画調整G: 近間聡史 服部将大 遠藤 亨 市民協働G: 大内拓海 鳥海秀充 新関麻亜子

●欠席者

副部会長	雨洗康江
部会員	望月啓一郎
庁内検討委員	部会長: 安部直也

- ◆議 題: ①「協議テーマ「障がい施策・自立支援・社会保障」の振り返り」
② 第4期基本計画の体系図について
協議テーマ: 「健康・医療」

【ぬくもり部会】

議題1 協議テーマ「障がい施策・自立支援・社会保障」の振り返り

(部会長)

本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

それでは、議題(1)「協議テーマ「障がい施策・自立支援・社会保障」の振り返り」についてですが、9月24日に開催されました本部会にて、協議テーマ「障がい施策・自立支援・社会保障」に関する体系図の文言等の設定について協議し、さまざまなお意見をいただきました。

皆様のご意見については、事務局の方で持ち帰り、市の庁内検討委員会で体系図等にどのように落とし込んでいくかなど協議していただいています。

その協議結果について、事務局でまとめているとのことですので、説明をお願いします。

(事務局_企画調整G)

9月24日に開催されました本部会にて、皆さんからいただいた意見等を踏まえた協議結果について、事務局より説明いたします。

体系図の文言については、第1節－施策Ⅲ－基本的な方向2－主要な施策「③ボランティアの育成支援」について、文言だけ見ると通常のボランティア活動における育成支援と捉えられるため、障がい者（児）に関する部分であることがわかるような表現にするのはいかがでしょうかという意見がありました。

こちらのご意見を踏まえ、庁内検討委員会で協議した結果を関係部署である障がい福祉グループより説明していただきます。

(庁内委員_障がい福祉G)

基本的な方向2「障がい者（児）の自立支援」に紐づく主要な施策であり、主要な施策「③ボランティアの育成支援」にのみ「障がい者（児）」という文言を加えると、その他の主要な施策の文言との整合性がとれなくなるため、文言の変更はなしと考えています。

ただ、委員の皆さんからご指摘いただいた内容を踏まえまして、主要な施策の考え方に障がい者（児）のボランティアの育成支援とわかりやすいような表現にすることを検討したいと考えています。

(事務局_企画調整G)

続きまして、「主要な施策の考え方」についてですが、第1節－施策Ⅲ－基本的な方向2－主要な施策「④療育体制の充実」における主要な施策の考え方についてですが、第3期基本計画では関係機関との連携を図り、療育体制の充実に努めるとなっていますが、具体的にどのように充実を図るのかについて記載してはどうかという意見がありました。

前回の部会でもご説明しましたが、「主要な施策の考え方」の具体的な文案につきましても、市民自治推進委員会の皆さんの協議結果や第3期基本計画策定後の社会情

勢の変化、今後10年間の展望を踏まえて、2月以降に市の庁内検討委員会で検討し、策定するものとなります。

そのため、今回お示しするものにつきましては、9月24日の部会でいただいた皆様のご意見や庁内検討委員会で協議した結果を踏まえ、関係部署で考え方の記載案を示したものとなります。

先ほども申し上げたとおり、具体的な文案は2月以降に庁内検討委員会で検討し、まとめることとなります。

それでは、今回お示ししている主要な施策の考え方の記載案について、関係部署である障がい福祉グループより説明をお願いします。

(庁内委員_障がい福祉G)

第3期基本計画の主要な施策の考え方は2項目でしたが、4項目とし「サービスの質の向上に努める」や「医療的ケア」等、ある程度具体性を持たせた文言の記載としています。先ほど事務局よりご説明ありましたとおり現時点でのたたき台となりますので2月以降の庁内検討委員会で協議を進め、わかりやすい表現にしていきたいと考えています。

(事務局_企画調整G)

次に、主要な施策「⑤就労支援の充実」における主要な施策の考え方についてですが、就労支援施設に通っている方たちが一般就労に移行するための取組として、第4期基本計画で強化すべき部分や新たな考え方がある場合、その内容を記載してはどうかという意見がありました。

こちらのご意見等を踏まえて検討した記載案について、関係部署である障がい福祉グループより説明をお願いします。

(庁内委員_障がい福祉G)

基本計画は10年間の計画であり、10年間の技術を予想するのは難しいため、本市で策定している3年毎の計画である登別市障がい者支援計画に基づいて取り組みを進めていきたいと考えています。

ただ、今後の10年間で進んでいくであろうものとして「ICTを活用した多様な働き方の紹介や提案など、障がい者が自らの特性に適した」という文言を追加すること

を考えています。

(事務局_企画調整G)

次に、基本的な方向3ー主要な施策「②文化スポーツ活動の支援と指導者の育成」における主要な施策の考え方についてですが、文化スポーツ活動の支援がどのような取組であり、第4期基本計画においてはどのような活動支援が考えられるのか、その考え方等を具体的に記載してはどうかという意見がありました。

こちらのご意見等を踏まえて検討した記載案について、関係部署である障がい福祉グループより説明をお願いします。

(庁内委員_障がい福祉G)

障がい者(児)の方のレクリエーションや文化活動の場として、しんた21にある地域活動支援センターが大きなものになるため、地域活動支援センターの周知を重点的に実施する内容を記載しています。また、活動支援については、スポーツ・レクリエーションの指導員養成等を例にあげて主要な施策の考え方に記載しています。

(事務局_企画調整G)

いま、ご説明しました「主要な施策の考え方」に関する部分については、繰り返しの説明となりますが、現時点での関係部署からの記載方針となりますので、具体的な文案につきましては、2月以降の庁内検討委員会でさらに協議を進め、令和7年7月頃に策定しますのでよろしくをお願いします。

また、2月以降の庁内検討委員会で協議内容につきましては、節目節目に皆さんに情報提供させていただきます。

説明は以上となります。

(部会長)

今、事務局よりご説明がありましたが、質問等ございますでしょうか。

(委員)

スポーツ指導員の資格を持っており、小学校等に出向き、スポーツの1つとして誰でも参加することができるボッチャを奨励しています。今年、登別市でも初めてボッ

チャの大会が開催されることとなりました。このスポーツが毎年開催され、市のスポーツになってほしいと感じています。

議題2 「第4期基本計画の体系図」について～協議テーマ：健康・医療～

(部会長)

次に、議題(2)「第4期基本計画の体系図」について、本日は「健康・医療」をテーマに協議していくこととなります。

それでは、事務局より本日の協議テーマに関する部分について、説明をお願いします。

(事務局_企画調整G)

事務局より、本日の協議テーマのうち、先に「健康」に関する部分の説明をさせていただきます。

第2節「市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる」について、第3期基本計画から変更ありません。

これを実現させるための施策Ⅰ「市民の主体的な健康づくり意識の確立」、施策Ⅱ「保健予防活動の充実」とありますが、どちらも第3期基本計画から変更ありません。

次に、施策Ⅰを実現させるための基本的な方向1「健康づくり運動の推進」、施策Ⅱを実現させるための基本的な方向1「成人保健の充実」、基本的な方向2「予防医療(感染症対策)の充実」とありますが、どれも第3期基本計画から変更ありません。

次に、施策Ⅰ－基本的な方向1を進めるための主要な施策についてですが、市民の健康意識の醸成や若い世代に健康教育及び相談を実施する等の「①適切な生活習慣の推進」、食を通じた健康づくりである食育を推進する「②食を通じた健康づくりの推進」とあり、どちらも第3期基本計画から変更ありません。

次に、主要な施策「①適切な生活習慣の推進」の主要な施策の考え方についてですが、第3期基本計画に即して言えば、ライフステージに応じた健康づくり情報を提供する等の市民への健康意識の醸成に努めるほか、若い世代に健康教育及び健康相談を

実施し、生活習慣の見直しや改善を促すこととしており、具体的な事業につきましては「健康づくり事業」等が位置づけられています。

次に、主要な施策「②食を通じた健康づくりの推進」の主要な施策の考え方についてですが、第3期基本計画に即して言えば、すこやかな心と体を育む「食」の改善を目指し、食を通じた健康づくりである「食育」を推進するとともに、食生活改善に関する情報発信に努めることとしており、具体的な事業につきましては「食育事業」が位置づけられています。

次に、施策Ⅱ－基本的な方向1を進めるための主要な施策についてですが、健康診査・各種がん検診を実施する「①各種検診の充実と受診率の向上」、特定健診・特定保健指導の充実に努める「②生活習慣病の予防に向けた特定健診・特定保健指導の充実」とあり、どちらも第3期基本計画から変更ありません。

次に、主要な施策「①各種検診の充実と受診率の向上」の主要な施策の考え方は、第3期基本計画に即して言えば、健康診査、各種がん検診を実施し、疾病の早期発見・早期治療を促すこととしており、具体的な事業につきましては、「健康診査事業」等が位置づけられています。

次に、主要な施策「②生活習慣病の予防に向けた特定健診・特定保健指導の充実」の主要な施策の考え方は、第3期基本計画に即して言えば、生活習慣病を予防するために、特定健診・特定保健指導の充実に努め、重症化予防対策として、日々の運動の推奨に努め、栄養指導を行うこととしています。

次に、施策Ⅱ－基本的な方向2を進めるための主要な施策についてですが、伝染病や感染症に関する普及啓発に努めるとともにエキノコックス症の早期発見・早期治療のための検診体制を図る「①感染症の知識の普及啓発」、予防接種の勧奨に努め、接種率向上を図る「②予防接種の接種率の向上」とあり、どちらも第3期基本計画から変更ありません。

次に、主要な施策「①感染症の知識の普及啓発」の主要な施策の考え方は、第3期

基本計画に即して言えば、伝染病や感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めるほか、エキノコックス症の感染を予防するため、正しい知識の普及啓発に努めるとともに早期発見・早期治療のための検診体制の充実を図ることとしており、具体的な事業につきましては、「エキノコックス症予防対策」等が位置づけられています。

次に、主要な施策「②予防接種の接種率の向上」の主要な施策の考え方は、第3期基本計画に即して言えば、予防接種による免疫効果や安全性等の情報を提供するとともに、接種の勧奨に努め接種率の向上を図ることとしており、具体的な事業につきましては、「予防接種事業」「緊急風しん対策事業」等が位置づけられています。

次に、第3期基本計画の期間に自殺対策基本法が改正され、市町村では自殺対策計画を策定することが義務付けられました。そのため、本市では自殺の防止を図り、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を総合的かつ効果的に進めることを目的に、平成31年3月に「登別市自殺対策行動計画」を策定し、令和6年3月には第2期となる計画を策定しているところです。このことから、第4期基本計画期間においてもこの目的を達成するため自殺実態に応じて自殺対策の取組を推進する必要があることから、新たに基本的な方向3「自殺予防対策の充実」を追加しています。

また、この主要な施策については、自殺が地域課題である認識を行政や関係機関、民間団体、地域住民が共有し、主体的に取り組む体制を構築する「①地域におけるネットワークの強化」、自殺リスクを抱えた市民の早期発見や支援へとつなぐ役割を担える人材を育成する研修の実施や市民に自殺対策に関する情報発信等を進める「②自殺予防に関する知識の普及啓発と人材の育成」としています。

次に、第3期基本計画では基本的な方向2「母子保健の充実」を位置づけていましたが、「健康づくり」や「保健予防」等の位置づけより、妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない子育て支援の強化や育児のサポートに関するものであり、子育て支援の取組を主としているものと捉え、第4期基本計画からは次回の協議テーマである第3節「安心して子どもを産み育てられるまちをつくる」に移動しています。

以上で、「健康」に関する体系図の説明を終わりますが、前回の部会でもご説明しま

したが体系図案に参考で記載している「第3期基本計画における主要な施策の考え方」が、第4期基本計画期間中ではどのようになっていくのか、加えるべきものがあるのではないかなど、議論していただきながら、その過程において体系図の文言を修正したほうがいいのではないかと議論をしていただければと思います。

また、第4期基本計画から新たに追加した基本的な方向3「自殺予防対策の充実」とその主要な施策につきましては、「第3期基本計画における主要な施策の考え方」は記載していませんが、市の関係する部署の職員にも参加いただいていますので、意見交換等していただきながら文言等について議論をしていただければと思います。

以上となります。

(部会長)

ありがとうございます。先に、テーマ「健康」に係る体系図の文言について1つずつ、体系図案に記載されている「第3期基本計画における主要な施策の考え方」を参考としながら協議を進めたいと思います。

また、第4期基本計画の体系図として位置づけた理由や思いなどを関係部署の職員よりお聞きして議論を進めさせていただきます。

それでは、事務局よりお示しいただいた第4期基本計画の体系図案にあります、第1章-第2節「市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる」を達成するための施策1「市民の主体的な健康づくり意識の確立」、これを達成するための基本的な方向1「健康づくり運動の推進」、基本的な方向を進めるための主要な施策「①適切な生活習慣の普及」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_健康推進G)

現在、国では令和6年度から令和17年度の12年間を期間とした健康日本21第三次を定めており、本市ではこれに基づき健康増進計画の策定を進めています。

健康日本21第三次では妊娠期や乳幼児期、学齢期、成人期等に応じた様々な場面における健康づくりの方法について計画に記載するように示されています。そのため、第3期基本計画に記載のある内容は継続していきたいと考えています。

また、健診については、比較的若い世代が健診を受ける機会が少ないということがあるため、若い世代が健診を受けられる機会を提供できるよう引き続き基本計画

に位置づけたいと考えています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

障がいのある方の中では車がないことで通院できないということや障がいのあるなし関わらず高齢者では収入が少ない等を理由に病院に行かず我慢するという習慣がついており、高齢者でも健診を受けない人がたくさんいると感じています。

(委員)

病気になってからではなく、病気にならないための生活習慣の見直し等が大事であると考えますが、病院で受診した際の個人負担割合が上がったことで病院に行かず我慢する方が増え、結果として病気となり、大きな負担となってしまう事例があると感じます。

(委員)

感染症に関する情報を知りたい人がいるため、周知等を徹底していただきたいと思います。また、生活習慣病を含めた特定健診・保健指導については、仕事をしている方が受診できないということもあるため、受診等ができるように市で工夫してもらえたらと思います。

(委員)

健診を受けたことで病気が発覚したことがあるため、自分から周囲の方々に健診の重要性を伝えていきたいと思います。

(部会長)

次に、主要な施策「②食を通じた健康づくりの推進」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_健康推進 G)

国では食を通じた癌予防を周知啓発を重点的に取り組むとしています。このことから、第4期基本計画でも引き続き、食を通じた健康づくりを乳幼児から大人まで周知啓発に努めていきたいと考えています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

食育というのは重要であると捉えており、コロナ禍で乳児期を過ごした子どもたちは偏食の傾向にあると感じています。

また、給食を通じて子どもたちに食育指導を実施していますが、大人の食育も大切なことであるため、引き続き第4期基本計画で取り組みを進めていただきたいと思います。

(委員)

高齢者に対する食育の取り組みとして、食べやすいようにする等の対応を配食事業として実施しています。ただ、このような取組を実施してくれる包括支援センター等について高齢者が知らないということがあるため、情報発信等が必要と感じます。

(委員)

高齢者の方の中にはおかずが少なく栄養を考えていない方が増えていると感じます。また、料理をしない等の食への関心が低くなっていると感じるため、食を通じた健康づくりの重要性をより周知・啓発する必要があると思います。

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向1「健康づくり運動の推進」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして施策Ⅰ「市民の主体的な健康づくり意識の確立」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、施策Ⅱ「保健予防活動の充実」、これを達成するための基本的な方向1「成人保健の充実」、基本的な方向を進めるための主要な施策「①各種検診の充実と受診率の向上」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_健康推進 G)

疾病については、早期発見と早期治療が重要となります。胃がん、肺がん、子宮頸がん等のがん検診を受けていただき、受診率の向上や早期発見に努めるほか、その後の必要な生活習慣の周知啓発に努めていきたいと考え、引き続き第4期基本計画でも位置づけています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(部会長)

現状、がん検診の受診率はどうなのでしょう。

(庁内委員_健康推進 G)

年によって大きく変動がありますが、市で把握することができるものは国民健康保険加入者のみとなります。また、職場で検診を受けている方については、全てを把握することが難しいです。

ただ、職域での受診は概ね20%程度であり、国民健康保険加入者の受診は概ね1

0%程度となり、30%程度が定期的に受診されているのではないかと思います。

(部会長)

検診を受けてのフィードバックのようなものはあるのでしょうか。

(庁内委員_健康推進 G)

市が主催するがん検診については、結果についてフィードバックを受けており、不安要素がある方には市の保健師を通じて受診された方に確認等を行っています。

(部会長)

検診を受けた方への保健指導が重要であると感じています。

受診率の向上は図られたが、その後の保健指導を受ける方の割合が低いと感じるため、保健指導の実施率の向上を図る必要があると考えます。

保健指導を受けられている、受けられていないの把握はできているのでしょうか。

(庁内委員_国民健康保険 G)

特定健診等を受けた方に対する保健指導を実施しており、その実施率についても数値として出ています。

近年では特定保健指導の実施率についても検診の受診率と同じく、年々上がっています。

(部会長)

保健指導はどこで実施されているのでしょうか

(庁内委員_国民健康保険 G)

国民健康保険の場合では市民会館や鷺別コミュニティセンター等の公共施設のほか、自宅に訪問して実施することもあります。

(部会長)

直接訪問して指導することは大事であり、どんどんやっていただきたいと思えます。

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向1「成人保健の充実」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、基本的な方向2「予防医療（感染症対策）の充実」、基本的な方向を進めるための主要な施策「①感染症の知識の普及啓発」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_健康推進 G)

新型コロナウイルス感染症の流行時期にうがい・手洗いの励行という話がありました。この結果として季節性インフルエンザの罹患者は減っています。こういった事例がありますので、改めてうがい・手洗い等の周知徹底を継続し、感染症を予防に努めていきたいと考えています。

エキノコックス症については、北海道の風土病であり、近年、コロナ禍によりアウトドアが普及したことでエキノコックス症に感染するリスクが高まっています。沢水は飲まない等の知識の普及啓発を実施するとともに、市で実施しているエキノコックス症に関する検査を不安のある方に受診していただくよう、引き続き普及啓発していきたいと考えています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

エキノコックス症以外にも様々な感染症がある中、特だししているのが本市に多く感染症がいる等の理由からなのかと思いました。例えば、文言を「エキノコックス症等」としてはどうでしょうか。

(庁内委員_健康推進 G)

近年では検査において、エキノコックス症に感染されている方が発見された事例はありません。ただ、エキノコックス症は感染しても自覚症状がなく、自覚症状が出たときには手遅れとなることが多いため、主要な施策の考え方に特出しし、周知啓発していきたいと考えています。

(事務局_企画調整G)

エキノコックス症については市の予算として「エキノコックス症予防対策経費」があり、市が直接実施している事業として主要な施策の考え方に特出ししている可能性があります。また、健康推進Gから説明があったとおり、罹患したことがわからない感染症であることから特に啓発が必要ということもあろうかと思えます。

ただ、委員の皆さんのご意見としては、他にも様々な感染症があるのにも関わらず特だしされていることが違和感があるということですので庁内検討委員会で書きぶり等検討したいと思えます。

(部会長)

次に、主要な施策「②予防接種の接種率の向上」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_健康推進G)

予防接種法に基づき接種勧奨を行っており、正しい情報を市が周知する義務があるため、第4期基本計画でも引き続き実施したいと考えています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向2「予防医療（感染症対策）の充実」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、基本的な方向3「自殺予防対策の充実」、基本的な方向を進めるための主要な施策「①地域におけるネットワーク強化」について、第4期基本計画から新たに追加されていますが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_健康推進 G)

平成30年に制定した自殺対策条例に基づき取り組みを実施しています。

条例に地域におけるネットワークをつくることが位置づけられており、現在では精神科を有する医療機関や地域包括支援センター、警察、校長会、高等学校、専門学校等を構成員とする自殺予防連絡会という会議体を設けています。この会議において市民や行政等が自殺対策をどのように取り組んでいくか等、様々な意見交換を行っています。さらにネットワークを活発化させることでより効果的な自殺予防対策を進めていきたいと考えています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

警備員が張り付いて監視しているのを見ますが、効果はあらわれているのでしょうか。

(庁内委員_健康推進 G)

警備員の声かけにより自殺予防に繋がった事例があることを聞いています。

(部会長)

次に、主要な施策「②自殺予防に関する知識の普及啓発と人材の育成」について、第4期基本計画から新たに追加されていますが、関連する部署から理由や思いについ

てご説明をお願いします。

(庁内委員_健康推進 G)

悩みを抱えている際に自分から SOS を発信できるよう教育委員会においては小中学生を対象に SOS の出し方教室を実施したり、保健福祉部では日本工学院北海道専門学校を対象に心の健康教室を行っています。

その他、悩み事を聞いた時にどのような対応をすることが望ましいのかを学ぶゲートキーパー研修を実施しているため、引き続き自殺予防に関する知識の普及啓発と人材の育成を行っていきたいと考えています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

自分の悩みを発信できる人は良いと思いますが、発信できない人が自殺に繋がってしまうと考えます。そういう方を見つけることは難しいと思いますが、そういう方へのケアをするためにどうすれば良いのかという視点で考えてほしいと思います。

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向3「自殺予防対策の充実」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして施策II「保健予防活動の充実」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

ありがとうございます。協議テーマ「健康」に関する部分のご意見等については、概ね出尽くしたかと思えます。続いての協議テーマ「医療」に関する部分について、事務局より説明をお願いします。

(事務局_企画調整 G)

引き続き事務局より、先に協議テーマ「医療」に関する部分について、ご説明させていただきます。

第2節を実現させるための施策Ⅲ「地域医療の充実」については、第3期基本計画から変更ありません。これを実現させるための基本的な方向1「地域医療体制の確保」、基本的な方向2「救急医療体制の整備」について、こちらも第3期基本計画から変更ありません。

次に、基本的な方向1を進めるための主要な施策についてですが、かかりつけ医の普及やきめ細やかな医療体制の確立を図る「①地域医療体制の確保」、在宅医療や緩和ケアの必要性が高まっていることから、介護サービスとの連携強化等、包括的なサービス提供に努める「②包括的な医療等サービスの提供」であり、どちらも第3期基本計画から変更ありません。

次に、主要な施策「①地域医療体制の確保」の主要な施策の考え方についてですが、第3期基本計画に即して言えば、市民の多様な医療需要に応えるため、かかりつけ医の普及に努めるとともに、医療機関の役割分担と連携の促進に努め、きめ細かな医療体制の確立を図ることとしており、具体的な事業につきましては、「地域医療対策等経費」「周産期医療確保事業」等が位置づけられています。

次に、主要な施策「②包括的な医療等サービスの提供」の主要な施策の考え方についてですが、第3期基本計画に即して言えば、高齢化の進行や生活習慣病の増大など疾病構造の変化等により、在宅医療や緩和ケアの必要性が高まっているため、介護サービスとの連携を強化する等、患者や家族の意向を尊重した包括的なサービスの提供に努めることとしており、具体的な事業につきましては、「在宅医療・介護連携推進事

業」が位置づけられています。

次に、基本的な方向2を進めるための主要な施策についてですが、初期救急から2次救急までの救急医療体制の確保や子どもの夜間・休日の急病に対応できる電話相談の普及啓発に努める「①救急医療体制の整備」であり、第3期基本計画から変更ありません。

また、この主要な施策の考え方についてですが、第3期基本計画に即して言えば、医療機関との連携を図り、救急医療体制の確保に努めるほか、子どもの夜間・休日の急病に不安なく対処できるよう電話相談の普及啓発、主要な公共施設に整備しているAEDの設置箇所の情報発信に努めることとしており、具体的な事業につきましては、「救急医療対策事業負担金」が位置づけられています。

次に、第3期基本計画では救急救命士の養成や高規格救急車等の充実を図る「②救急救命体制の整備」位置づけていましたが、消防・救急体制の充実強化を図ることでこの施策が達成されるものであると捉え、第2章にある「消防・救急救助体制の充実」に移動することとし、第1章からは削除しています。

以上で、「医療」に関する体系図の説明を終わります。

(部会長)

ありがとうございます。テーマ「医療」に係る体系図の文言について1つずつ協議を進めさせていただきます。

第1章―第2節「市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる」を達成するための施策Ⅲ「地域医療の充実」、これを達成するための基本的な方向1「地域医療体制の確保」、これを達成するための主要な施策「①地域医療体制の確保」について、第3期基本計画から変更なしということですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_健康推進G)

保険診療については、市内の開業医を受診した後、紹介を受けて総合病院を受診することが基本になってきているものと考えています。そのため、市内にどのような医療機関があるのか知っていただくために市公式ウェブサイト等を通じて周知していきたいと考えています。また、市内の開業医から総合病院で改めて受診する際に、検査情報を共有するためにスワンネットを医師会で運用しています。そのため、スワンネットへの登録についても併せて周知していきたいと考えています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、主要な施策「②包括的な医療等サービスの提供」について、第3期基本計画から変更なしということですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_健康長寿G)

第3期基本計画から引き続き包括的なサービスの提供に努めていきたいと考えています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向1「地域医療体制の確保」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、施策Ⅲ－基本的な方向2「救急医療体制の整備」、これを達成するための主要な施策「①救急医療体制の整備」について、第3期基本計画から変更なしということですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_健康推進G)

第3期基本計画の内容のとおり、引き続き救急医療体制の確保に努めていきたいと考えています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向2「救急医療体制の整備」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして施策Ⅲ「地域医療の充実」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして第2節「市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

本日の議題は以上となりますが、最後に委員の皆さんから何かありませんでしょうか。

【意見等なし】

これで市民自治推進委員会ぬくもり部会を終了いたします。